

戦没者遺族の処遇改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 12 月 21 日

提出者

須 山 隆  
岸 道 三  
高 橋 雅 彦  
山 根 成 二

久 城 恵 治  
大 国 陽 介  
池 田 一

野 津 直 嗣  
嘉 本 祐 一  
大 屋 俊 弘

(別紙)

## 戦没者遺族の処遇改善を求める意見書

先の大戦が終わりを告げてから、78年の歳月が過ぎた。しかし、戦争によって愛おしい肉親を失った戦没者遺族の人生は、まさに壮絶な困難の連続であり、その心の傷は、生涯癒えるものではなく、未だ不遇な立場にある遺族も多くいる。

尊い命を奪われ犠牲となった戦没者の遺族に対する公務扶助料等は、他の公的年金とは性格を異にするもので、戦没者遺族が今後とも安心して生活を営むことができるように改定される必要がある。

さらに、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」は、「今日の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため戦没者等の遺族に支給するもの」としており、戦後80周年にあたる令和7年度からの次期特別弔慰金が、継続して支給される必要があると考える。

また、約9割の国民が戦後生まれとなり、戦争の記憶は風化の一途を辿っていることから、戦争の記憶を次世代に繋ぎ、恒久平和を考える機会を与えることは、今日において大変重要な活動であると認識している。

このような状況の中で、日本遺族会においては、戦没者遺族の処遇改善に関する国への要望事項を以下のようにまとめ、要望事項の実現に向けて活動されていることから、この活動の重要性を認識し、日本遺族会が要望する下記事項の実現を求める。

### 記

- 1 戦没者遺族に対する特別弔慰金の継続、増額
- 2 公務扶助料等の改善
- 3 遺族会の「平和の語り部」事業の新設
- 4 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実
- 5 戦没者の遺骨収集事業の拡充強化
- 6 全国戦没者追悼式への国費参列者の増員等
- 7 海外慰霊碑の維持管理及び移設事業の推進
- 8 国内における民間建立戦没者慰霊碑の維持管理等への支援
- 9 海外等に散逸する戦没者遺品の返還等の推進
- 10 昭和館事業の推進

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

【令和5年12月21日原案可決】